

入札説明書

(郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品購入契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品購入契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵便による郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者(契約権者) 福島県県中建設事務所長 佐藤 研一

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、本件物品購入契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請し、受託し、又は保証人となることは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)に確約書(様式任意「参考様式」)を添付して下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により別途通知する。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書及び確約書の提出期限及び提出場所

令和7年10月2日(木) 午後5時00分

福島県県中建設事務所総務課(郵便番号963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号)

なお、申請書類の提出は持参又は郵送とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限

令和7年10月15日(水) 午後5時00分 **書留郵便必着**

福島県県中建設事務所 総務部総務課

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月16日(木) 午後1時30分

福島県郡山合同庁舎 北分庁舎2階 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)に指定する日時までに郵送すること。

(2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 〔10月16日 開札「件名：防雪柵部材 一式」の入札書在中〕

なお、電報、持参その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することが出来るものとし、再度入札については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県県中建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により説明を求めることができる。

質問書に対する回答は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）により福島県

県中建設事務所のホームページに掲載する。

受付期間 公告のあった日から令和7年9月24日(水) 午後5時00分

受付場所 福島県郡山市麓山一丁目1番1号

福島県県中建設事務所 総務部総務課

電話番号 024-935-1410

電子メール kentuu.ken.soumu@pref.fukushima.lg.jp

※質問書の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時までに確実に到着しなければならない。

(3) 入札書提出後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 記名、押印を欠く入札（押印のみ省略する場合は、入札書に「本件責任者」及び「本件事務担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること）

(4) 金額の記入のない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）

で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第 229 条第 1 項各号(別記 1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

(1) 購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書(案)及び福島県財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部署は、上記 5 の(1)と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (18) まで （略）

2

（略）

別記 2

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1

B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2

C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

仕 様 書

1 品名及び数量

防雪柵部材 一式

【品目内訳1】

名 称		規 格	単位	数量	備 考
仮設式防雪柵C型		柵高H=3.07m スパンW=3.9m			
	下支柱	φ 76.3×2.8-1000	本	24	
	座金	PL200×3.2-200	枚	27	
	アンカー	L65×65×6-1050	本	40	
	ワイヤーロープ	φ 6.3 (6×19) G/O-4000	本	55	
	ターンバックル	W1/2	本	123	

【品目内訳2】

名 称		規 格	単位	数量	備 考
仮設式防雪柵C型		柵高H=3.07m スパンW=3.9m			
	上支柱	φ 60.5×2.3-2750	本	35	
	下支柱	φ 76.3×2.8-1000	本	3	
	座金	PL200×3.2-200	枚	20	
	アンカー	L65×65×6-1050	本	71	
	ワイヤーロープ	φ 6.3 (6×19) G/O-4000	本	26	
	ターンバックル	W1/2	本	334	
	上タイバー	C60×30×10×1.6-3820	本	6	
	下タイバー	C60×30×10×1.6-3820	本	14	
	防雪板	1.2×25×260-4000	枚	11	
	テーパードゴム	12 t ×73×79	個	57	
吹溜柵CH-8F型		柵高H=3.75m スパンW=3.5m			
	上タイバー	C60×30×10×1.6-3500	本	1	
	アンカー	L65×65×6	本	8	
	ワイヤーロープ	φ 6.3 (6×19) G/O-5200	本	10	
	ターンバックル	W5/8	本	3	

2 納入期限

令和7年11月21日(金)

3 納入場所

【品目内訳1】三穂田町駒屋置場(郡山市三穂田町駒屋字館ノ後地内)

【品目内訳2】湖南車庫(郡山市湖南町福良字町浦地内)

品 目 及 び 数 量	防雪柵部材 一式(別紙仕様書のとおり)
契 約 金 額	金 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円也)
納 入 期 限	令和7年11月21日
納入場所及び納入方法	福島県県中建設事務所 湖南町除雪車庫 (郡山市湖南町福良字町裏地内) 福島県県中建設事務所 三穂田町駒屋置場 (郡山市三穂田町駒屋字舘ノ後地内)
契 約 保 証 金	金 _____ 円也

(総則)

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

(検査及び引渡し)

(不合格品の引取り又は取替え等)

(所有権の移転)

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当するこ

とを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公

正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号
福島県
福島県県中建設事務所長 佐藤 研一

乙